

(案)

# 長久手市行政改革指針

【改訂版】

---

幸せが実感できる 共生のまち 長久手  
～そして、物語が生まれる～

平成31年4月

長久手市

この長久手市行政改革指針【改訂版】は、本市の行政改革を行ううえで方針（方向性）とし、将来像、基本方針、重点課題等を示したものです。

# 【目 次】

<b>1</b>	<b>行政改革指針【改訂版】の策定について</b>	<b>1</b>
(1)	これまでの行政改革の取組について	2
(2)	社会情勢等の変化について	3
(3)	本市の現状について	4
(4)	諸課題について	4
(5)	行政改革指針の改訂について	5
<b>2</b>	<b>指針が目指す将来像と基本方針について</b>	<b>9</b>
(1)	将来像について	1 0
(2)	基本方針について	1 0
<b>3</b>	<b>指針を実現するための重点課題について</b>	<b>1 3</b>
<b>4</b>	<b>行政改革指針の位置付け、運用等について</b>	<b>2 3</b>
(1)	指針の位置付けについて	2 4
(2)	指針の運用について	2 4
(3)	その他について	2 7



# 1 行政改革指針【改訂版】の策定について

# 1 行政改革指針【改訂版】の策定について

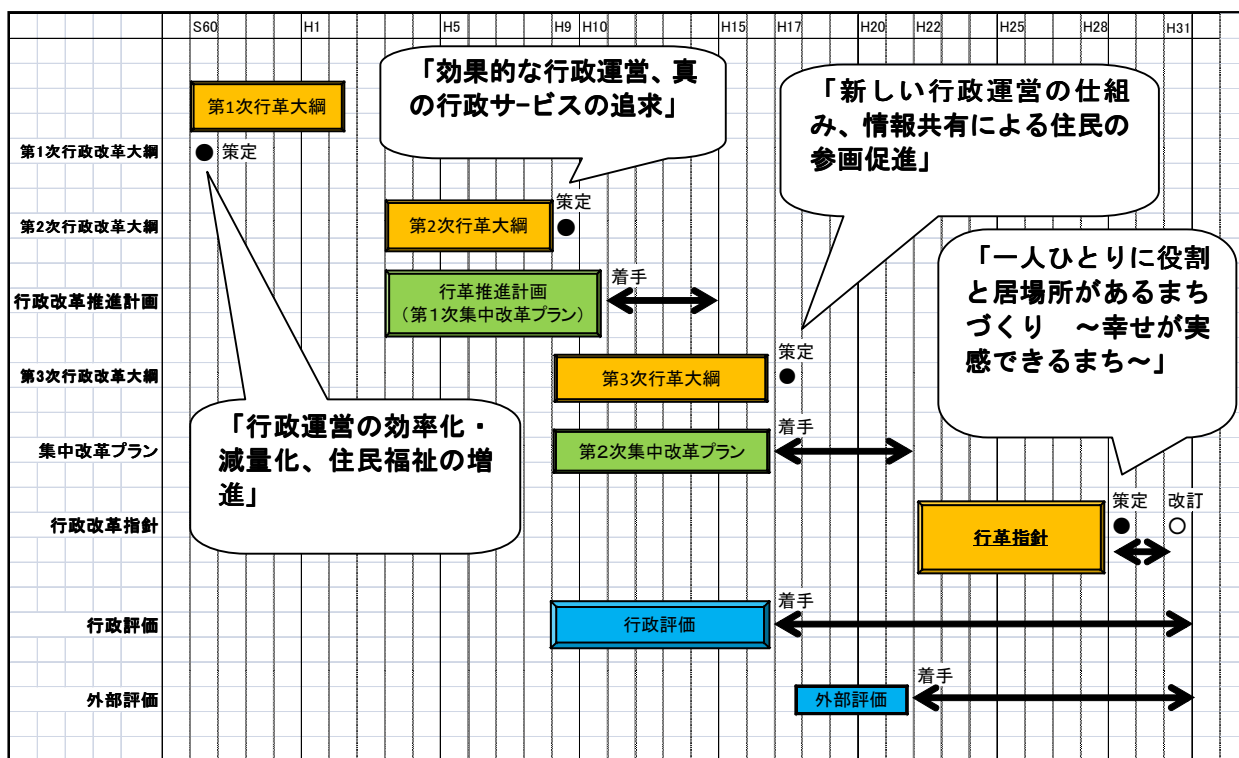
## (1) これまでの行政改革の取組について

### ア 行政改革の経過

行政改革とは、行政機関の組織や運営を内外の変化に適したものに变えることです。

本市では、これまでの取組（※表1）として、昭和60年に第1次行政改革大綱、平成9年に第2次行政改革大綱、平成17年に第3次行政改革大綱、平成29年に行政改革指針を策定し、現在に至っています。

また、平成17年からその取組状況等を評価する仕組みとして、行政評価（内部評価）、平成22年から行政評価における外部評価を実施しています。



※ 表1 これまでの行政改革の取組（吹き出しは、大綱又は指針の方針を示します。）

## イ 改訂前行政改革指針の取組状況（平成 29 年度～平成 30 年度）

平成 29 年に策定した（改訂前）行政改革指針では、行政運営を改善する取組として、次の 13 項目をあげて重点的に取り組んできました。

- ・ 組織内の横断的な連携改善の強化：実施中
- ・ 行政評価の実施：実施中
- ・ 自治体情報システムのクラウド化：実施中
- ・ ICT化と業務改革の一体的な取組：実施中
- ・ 情報セキュリティの確保：実施中
- ・ 自治体間連携：実施中
- ・ 公共施設等総合管理計画（公共 FM）の運用：実施中
- ・ 統一的な基準による地方公会計の運用：実施中
- ・ 公営企業会計の導入：実施済み
- ・ 第 3 セクターの経営の安定化：実施済み
- ・ 民間委託：検討中
- ・ 指定管理者制度：実施中
- ・ PPP / PFI：検討中

これらの取組では、実施済み、実施中又は検討中のものがありますが、行政改革は、不断の取組として行わなければならないため、引き続き取り組んでいく必要があります。

### (2) 社会情勢等の変化について

近年の我が国の社会構造は、急速に超高齢化・人口減少が進展するとともに、地方分権や飛躍的な情報技術革新に伴う社会・経済活動の一層のグローバル化が進んでいます。

また、国の経済情勢においては、昭和 50 年代の高度経済成長の

終焉を発端に財政赤字が増大し、これまでの右肩上がりの時代のよ  
うな成長は、もはや期待することができません。

バブル経済崩壊やリーマン・ショックによる消費の落ち込みによ  
って、さらに深刻な不況状態に陥った景気は、長期的な低迷を続け、  
依然厳しい状態と言わざるを得ません。

### (3) 本市の現状について

本市は、平成24年1月に市制施行し、今後も、現在施行中の土  
地区画整理事業や民間の宅地開発などにより、当面の間は人口増加  
が続くものと考えられています。(※表2)

しかしながら、その人口増加も生産年齢人口は平成37年(20  
25年)に、総人口は平成47年(2035年)にピークとなり、  
超高齢化・人口減少時代へのターニングポイントを迎え、人口の年  
齢構成が変化していくことが予測されています。(※表2)

また、平成30年に策定された長久手市中期財政計画(平成30  
年度～平成34年度)では、今後の一般会計の収支見込みは、平成  
31年度から財源不足となり、計画期間最終年度の平成34年度(2  
022年度)には財源不足額が最大となる約19億5千万円となる  
ことが見込まれています。(※表3)

このような差し迫った財源不足と今後の収支悪化を克服し、かつ、  
時代の変化に伴って生じる新たな住民ニーズにも対応できるよう、  
行政運営の仕組みを改革しなければなりません。

### (4) 諸課題について

本市の現状から当面は、人口増加による都市基盤の整備や若い世  
代の増加による、新たな保育園や学校の整備などのニーズが高まっ  
ており、これらのニーズに対応することが喫緊の課題となっていま



す。

また、リノモテラス整備事業、古戦場公園再整備事業、福祉の家改修事業等による多額の支出が予定されています。

今後、本市が保有する公共施設については、公共施設等総合管理計画に基づく、長期的な視野をもって更新・複合化・長寿命化等を計画的に行うことで、財政負担を軽減平準化するとともに、その最適な配置を実現するために公共施設マネジメント（公共FM）に取り組んでいく必要があります。

一方、急速な人口増加に伴い、地域によっては、コミュニティが希薄となっており、市民の防災、防犯、福祉等に対する意識やまちづくりに対する関心の低さが懸念されています。

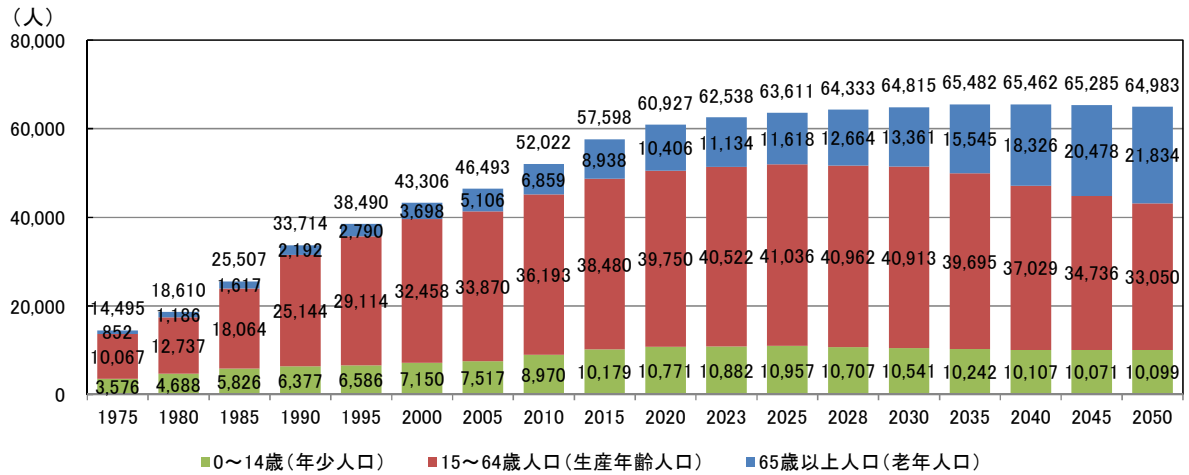
## (5) 行政改革指針の改訂について

本市では、平成31年4月に第6次長久手市総合計画が策定され、この総合計画の目的を達成するために、財源を確保しながら、行政を効率的に且つ確実に運営することが重要となります。そのため、行政改革指針の引用計画を総合計画とします。

また、長久手市中期財政計画（平成30年度～平成34年度）により、総支出の抑制及び財源の確保が重要であることが示されました。この計画の方向性を踏まえ、行政改革指針と中期財政計画の両輪で行財政改革を推進することが重要となります。

このようなことから、行政改革指針を改訂するものです。

### 3区分別人口



※ 表2 出典:『国勢調査及び長久手市将来人口推計報告書(H28)』



※ 表3 出典:『長久手市中期財政計画(平成30年度~平成34年度)』

---

○市の概要【平成31年3月1日現在】

市の面積	21.55 km <sup>2</sup>
人口	58,498 人
男	28,987 人
女	29,511 人
世帯数	23,804 世帯
平均年齢	39.8 歳

○土地区画整理事業

- ・長湫西部土地区画整理事業
- ・長湫東部土地区画整理事業
- ・長湫下山第一土地区画整理事業
- ・長湫中部土地区画整理事業
- ・岩作第一土地区画整理事業
- ・長湫南部土地区画整理事業
- ・長久手中央土地区画整理事業（施行中）
- ・公園西駅周辺土地区画整理事業（施行中）
- ・下山土地区画整理事業（施行中）

○公共FM（ファシリティマネジメント）

企業・団体等が保有又は使用する全施設資産及びそれらの利用環境を経営戦略的視点から総合的かつ統括的に企画、管理、活用する経営活動をいう。

出典：『公共社団法人日本ファシリティマネジメント協会ホームページ

<http://www.jfma.or.jp/whatsFM/index.html>』



## 2 指針が目指す将来像と基本方針について

## 2 指針が目指す将来像と基本方針について

本市の現状を踏まえて、取り巻く社会情勢等の変化や諸課題に対応するためには、思い切った発想の転換をして新しい価値観を創造し、誰もが役割を持ち、生きがいに満ちて健康に暮らせるまちづくりを目指します。

### (1) 将来像について

**幸せが実感できる 共生のまち 長久手  
～そして、物語が生まれる～**

### (2) 基本方針について

将来、誰もが「幸せが実感できるまち 共生のまち」を目指すには、今からその土壌づくりを始めなければなりません。

具体的には、わずらわしくても市民が当事者としてまちづくりに関心を持ち、小学校区単位の“顔の見える”範囲で、市民と行政が共に汗をかきながらつくる新しいまちのかたち、「一人ひとりに役割と居場所があるまち」の実現を目指します。

行政改革指針の基本方針は、第6次長久手市総合計画で示す7つの基本目標とし、特に市政の運営に重点課題を設定します。(※表4)

- 1 「やってみたい」でつながるまち
- 2 子どもが元気に育つまち
- 3 みんなで未来へつなぐ 緑はまちの宝物
- 4 誰もがいきいきと安心して暮らせるまち
- 5 いつでも どこでも 誰とでも 広がる交流の輪
- 6 あえて歩いてみたくなるまち
- 7 市民から信頼される市政の運営

※ 表4 第6次長久手市総合計画 基本目標

---

○第6次長久手市総合計画

本市が目指す10年後の姿やそれを実現するための施策を示した「まちづくりの指針」となる大切な計画であり、「幸せが実感できる 共生のまち」の実現に向け、「7つの基本目標、17の政策、様々なアクションプラン等」で構成される。市民のみなさんが当事者としてまちづくりに関心を持ち、個々の取組に主体的に関わってもらうことが「幸せが実感できる 共生のまち」につながります。





### 3 指針を実現するための重点課題について

### 3 指針を実現するための重点課題について

指針を実現するために、7つの基本方針のうち市政運営に係る『市民から信頼される市政の運営』について、重点課題を次のとおり設定して取り組めます。（※表5）

- 1 経営改革の推進
- 2 財政改革の推進
- 3 自治体間連携の推進
- 4 ICTの活用
- 5 横断的な事務の推進（連携改善）
- 6 協働事業の拡大
- 7 市民参加の仕組みづくり
- 8 職員の働き方改革の推進

※ 表5 重点課題について

また、これらの重点課題は相互に関係しているため、それぞれが連動して取り組むこと必要となります。




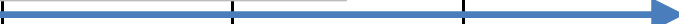
重点課題 取組名		取組の内容		
<b>1 経営改革の推進</b> 中期財政計画を踏まえ、経営(マネジメント)改革を行う。				
(1) 受益者負担の適正化		施設又は事業の目的等を分類し、利用者の費用負担や市全体の効果を検証した上で、使用料や手数料などの適正化に取り組む。		
(2) 民間活力活用(PPP/PFI、指定管理者制度、外部委託等)の推進		新規に設置する公共施設(学校を除く)は、指定管理者制度やPPP/PFIの導入を前提とし、既存施設は、その導入を検討を行う。 また、各事業の業務を見直し、外部委託などの検討を行う。		
平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)	平成34年度 (2022年度)	平成35年度 (2023年度)
使用料・手数料の 改正対象を選定	市民・利用者・行政(担 当)による意見調整		使用料又は手数料の改正	
民間活力活用の研 究・法的整理	民間活力活用の 対象事業の選定	民間活力推進の実施		

重点課題 取組名		取組の内容				
<b>2 財政改革の推進</b> 中期財政計画を踏まえ財政改革を推進し、健全な財政運営を実施するとともに、持続的な財源確保に取り組む。						
(1) 市有財産の整理・所有目的の明確化)、第3セクターの経営の安定化、公営企業会計の運用		地方公会計を活用し、市有財産の所有目的を明確化し、利活用を図る。 また、中期財政計画を踏まえ、財政改革(地方公会計の活用、第3セクターの経営の安定化、公営企業会計の導入・運用等)を推進し、健全な財政運営を実施する。				
(2) 既存事業の見直し		義務的経費が年々増加していることを踏まえ、既存事業の見直しによる経常経費の削減を行うとともに、新たな事業を始めるには、既存事業をやめること(ビルドアンドスクラップ)や事業の終了をあらかじめ設定すること(サンセット方式)などにより、経費の肥大化を防ぐ。				
(3) クラウドファンディングの活用		持続的な財源確保を念頭とし、クラウドファンディングなどを実施する。				
(4) 公共施設等総合管理計画(公共FM)の運用		社会的インフラの長期的な維持管理を目的に、『1. 経営改革の推進』を実施し、公共施設等総合管理計画を運用する。 公共施設の更新時には、機能の複合化・多様化を検討するとともに、公民連携の促進や広域連携などにより、トータルコストを縮減する。 新規施設の設置には、指定管理者制度やPPP/PFIの導入を前提とし、市営であっても、施設の目的等を分類し、利用者の費用負担や効果を検証した上で、使用料や手数料を設定する。				
平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)	平成34年度 (2022年度)	平成35年度 (2023年度)		
市有財産の確認、所有目的の明確化	活用する市有財産の選定、所有目的の再検討		選定した市有財産の利活用、所有目的の変更			
既存事業の見直し	既存事業の見直し	既存事業の見直し	既存事業の見直し	既存事業の見直し	既存事業の見直し	
クラウドファンディングの研究・情報収集	クラウドファンディングの試行		クラウドファンディングの実施			
		公共施設等総合管理計画の運用				

重点課題 取組名		取組の内容		
<b>3 自治体間連携の推進</b>				
(1) 広域行政制度の活用		近隣自治体による事務の共同処理等(一部事務組合、一括事務委託、共同設置等)を活用し、専門性の高い事務や行政サービスの向上などを鑑み検討する。		
(2) 広域の利点を生かした連携の推進		広域(離れた地域)による受発注時の利点や異なる行政間による災害対応連携などの推進を図る。		
平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)	平成34年度 (2022年度)	平成35年度 (2023年度)
<div style="text-align: center;">事業の選定・調査</div>		<div style="text-align: center;">近隣自治体との調整</div> <div style="text-align: center;">共同処理開始</div>		
<div style="text-align: center;">既存の協定内容の確認</div>		<div style="text-align: center;">災害対応など、事業の選定・調査</div>		<div style="text-align: center;">連携先自治体の調査・選定</div>
		<div style="text-align: center;">自治体との調整</div>		


重点課題 取組名		取組の内容		
4 ICTの活用				
(1) ICT化と業務改革の一体的な取組の実施		事務の効率化、行政サービスの向上等を図ることを目的に、AI、RPA等の有益性や効果などを検証した上で、職員が行う事務の効率化に取り組む。		
(2) 情報セキュリティの確保		IT機器による事務の効率化に伴うセキュリティリスクをハード面及びソフト面の両面から低減する。		
平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)	平成34年度 (2022年度)	平成35年度 (2023年度)
ICT化・業務改革の研究・検討		ICT化・業務改革の実施		
継続的な情報セキュリティの確保				

重点課題 取組名		取組の内容		
5 横断的な事務の推進(連携改善)				
(1) 組織の連携改善		組織の連携改善を図ることを目的に、分掌の事務のマニュアル化、手順の細分化を実施し、内部統制を実施する。あわせて、個人情報管理を適正に行いつつ、情報の共有を図る。		
(2) 各種窓口での連携強化		各種窓口で連携を強化し、総合窓口の導入を市役所等周辺整備との一体的な取組として検討する。		
平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)	平成34年度 (2022年度)	平成35年度 (2023年度)
分掌事務のマニュアル化・手順の細分化		データを含む手順の共有化(連携)		
各種窓口間での情報共有の強化、総合窓口の導入の検討				

重点課題 取組名		取組の内容		
<b>6 協働事業の拡大</b> 長久手市みんなでつくるまち条例を活用し、市民参加・市民協働に取り組む。				
(1) 地域組織への委託、事業主体の確認		地域組織(地域活動団体、市民活動団体)への委託を検討する。あわせて、事業主体を確認し、市民参加の仕組みづくりに活用する。		
(2) 市民、市行政、大学、民間の連携拡大		市民、市行政、大学、民間の連携を現在より拡大を図り、それぞれの特色を生かした取組が行える環境を作る。		
平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)	平成34年度 (2022年度)	平成35年度 (2023年度)
地域組織への委託の研究・検討及び事業主体の確認		地域組織への委託の実施		
				
		大学等との調整・研究・検討		
				



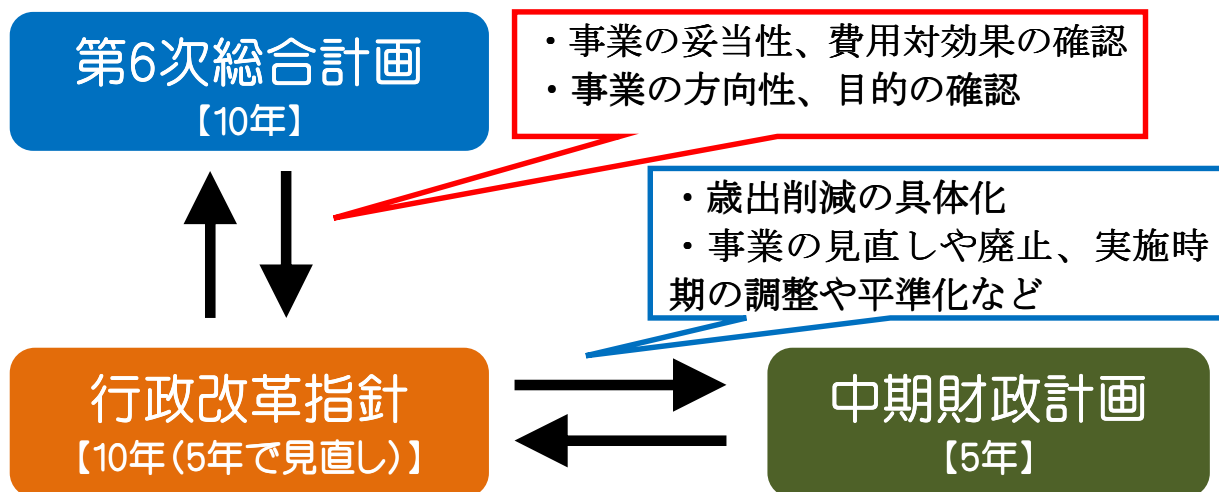
重点課題 取組名		取組の内容		
<b>7 市民参加の仕組みづくり</b> 長久手市みんなでつくるまち条例を活用し、市民参加の仕組みづくりを実施する。				
(1) 概ね小学校区単位の行政運営の仕組みづくり		行政サービスの向上を図るため、概ね小学校区単位での行政運営について、考え方を整理し、実施に向けて検討する。		
(2) 職員の現場志向の向上		職員が、地域に出て、多様な市民と対話を積極的に行い、地域の課題を把握することにより、市民自らが地域の課題を解決することを支援する。		
平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)	平成34年度 (2022年度)	平成35年度 (2023年度)
市民参加の仕組みづくりの研究・検討		市民参加の仕組みの運用		
→		→		
		職員の現場志向の向上		
→		→		

重点課題 取組名		取組の内容		
8 職員の働き方改革の推進				
長時間労働の是正、多様な人材の活躍促進		事務の効率化等により、長時間労働の是正や多様な柔軟な働き方の実現に取り組む。あわせて、多様な人材の活躍を促進する。		
平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)	平成34年度 (2022年度)	平成35年度 (2023年度)
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">           継続的な職員の働き方改革の実施、 人事制度の改正・改訂         </div>				
				

#### 4 行政改革指針の位置付け、運用等について

## 4 行政改革指針の位置付け、運用等について

### (1) 指針の位置付けについて



※ 表7 総合計画、中期財政計画との相関について

#### ア 総合計画との相関について（※表7）

- ・ 事業の妥当性、費用対効果の確認を行います。
- ・ 事業の方向性、目的の確認を行います。

#### イ 中期財政計画との相関について（※表7）

- ・ 歳出削減の具体化を行います。
- ・ 事業の見直しや廃止、実施時期の調整や平準化などを行います。

### (2) 指針の運用について

本指針は、本市の行政改革を進めるうえでの羅針盤としての役割を果たし、まちづくりの重要な方針とし、次のとおり運用します。

## ア 運用期間

平成31年4月1日から引用計画である第6次総合計画の満了までとします。

なお、5年後に必要なに応じて中間見直しを行います。

## イ 推進体制

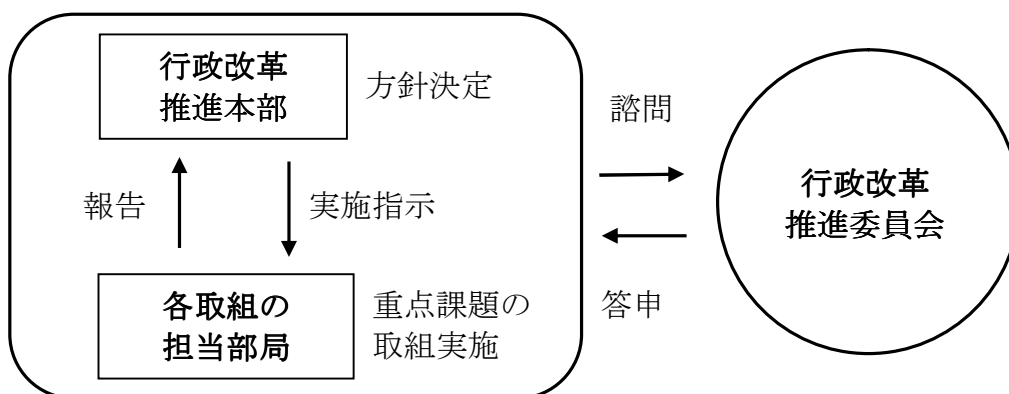
行政改革の効果を最大限発揮するために、庁内の幹部職員で構成する行政改革推進本部を中心に職員が一丸となって取り組むことが必要です。全職員が共通の認識をもって行政改革を推進する体制を構築します。

なお、行政改革推進本部では、行政改革の方向性を決定し、行政改革の推進（指針の運用）を行います。

特に、重点課題の取組について、具体的な内容及び担当部局を決定します。そして、各担当部局が決定された取組内容を実行します。（※表8）

## ウ 諮問機関

外部の学識経験者等で構成する行政改革推進委員会は、指針のあり方や施策のすすめ方など行政改革の推進について、助言（答申）し、また、取組、施策、事業等の改善の取組について、評価を行います。（※表8）



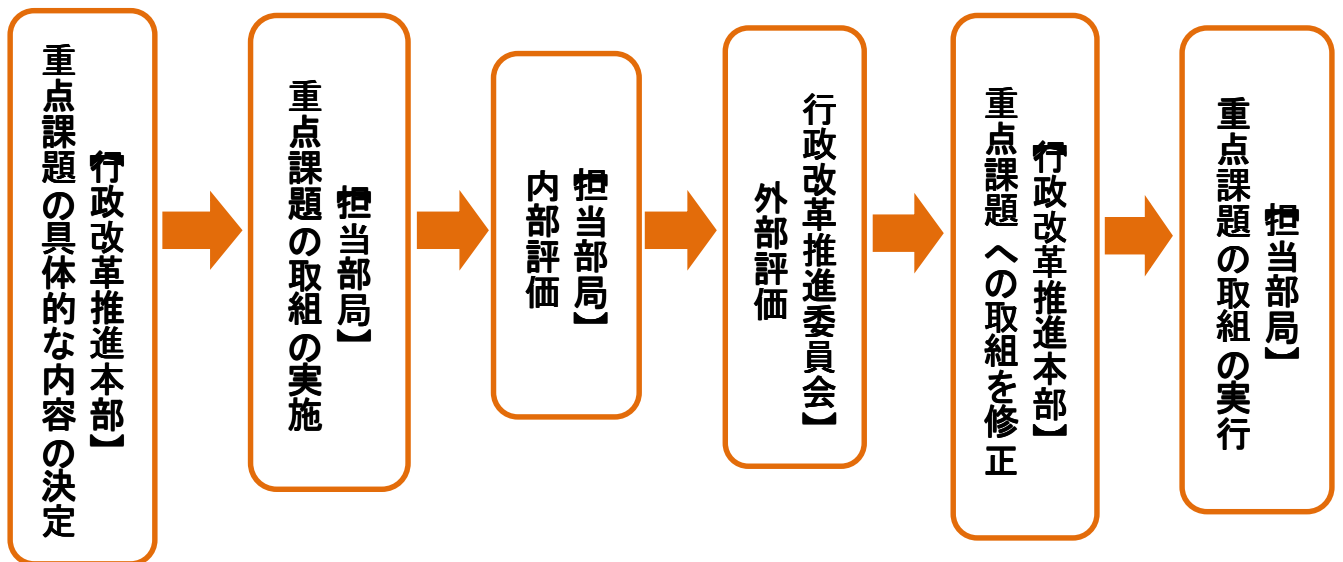
※ 表8 推進体制について

## エ 重点課題の検証

本指針は、本市の行政改革を進めるうえで羅針盤としての役割を果たし、まちづくりの重要な方針となるものです。

指針に基づくこれらの取組の検証については、次のとおり実施します。（※表9）

- ・ 行政改革推進本部において、重点課題の具体的な内容及び担当部局を決定します。
- ・ 担当部局が重点課題の取組を実施します。
- ・ 担当部局が重点課題の取組の進捗状況を行政評価により、検行います。【内部評価】
- ・ 行政改革推進委員会が内部評価の検証を行います。【外部評価】
- ・ 行政改革推進本部において、内部評価及び外部評価の検証の結果をもとに重点課題への取組の修正を行います。
- ・ 担当部局が重点課題の取組を再び実施します。



※ 表9 重点課題の検証のフロー図について

### (3) その他について

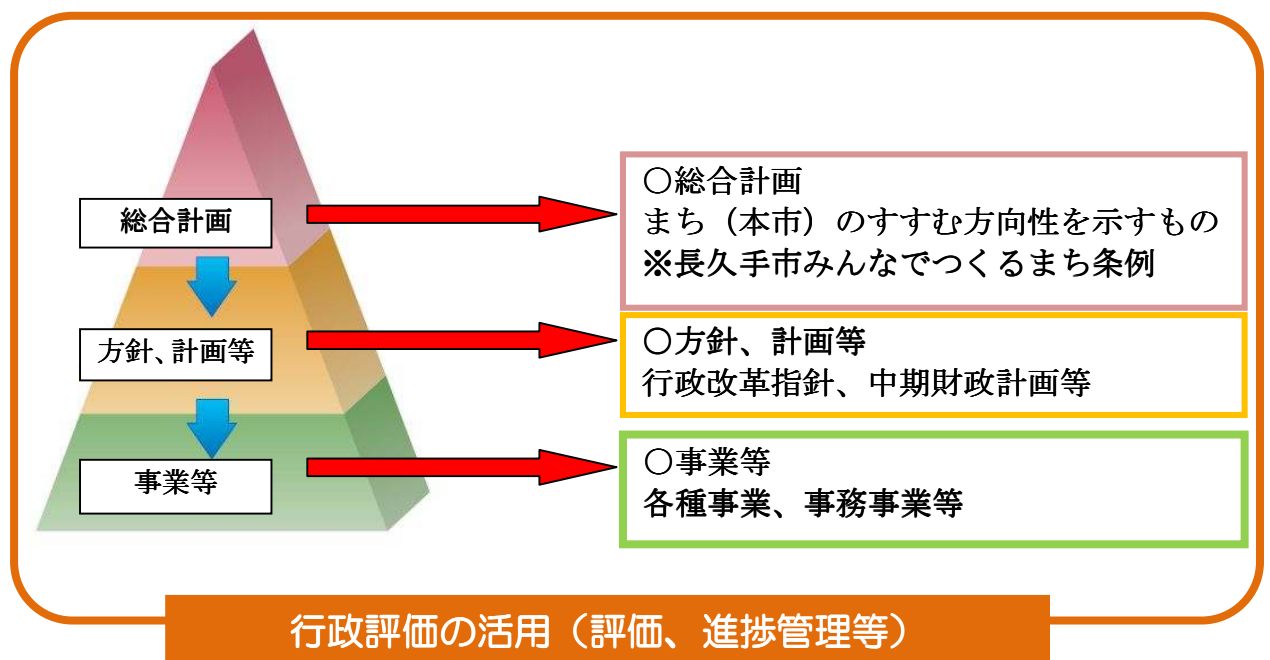
総合計画を核とした『トータル・システム』の構築を次のとおり行います。（※表10）

#### ア トータル・システムの確立

本指針は、第6次長久手市総合計画を引用します。そのことにより、総合計画（アクションプランを含む。）を核とした、総合計画、行政改革及び予算・決算（財政）の連動が図られ、トータル・システムの基礎が確立できます。

#### イ トータル・システムの運用、推進

アによる取組内容、事業等を評価、検証、進捗管理、行動計画、予算・決算、内部監査等について、行政評価を活用することにより、トータル・システムの運用、推進を行います。



※ 表10 トータル・システムのイメージ図について

---

○長久手市行政改革推進本部

市の幹部職員で構成する行政改革の方向性を決定する機関

○長久手市行政改革推進委員会

学識経験者、企業、団体及び公募市民で構成する委員会

○行政評価

本市では、市の行政運営の方針にそった計画を着実に推進するため、主要な施策に係る事業の進行管理をすること、本施策の市民への説明責任を果たすこと及び職員の意識改革をすることを目的として、平成17年度から行政評価を実施しています。

※ 行政評価とは以下のものに分類される

- ・内部評価：担当課が行う事業の自己評価をいう。
- ・外部評価：内部評価のうちから選定された事業について、外部の有識者等で構成される市行政改革推進委員会で行う評価をいう。





---

長久手市行政改革指針【改訂版】

平成31年4月

長久手市役所 総務部行政課

〒480-1196

長久手市岩作城の内60番地1

電話 0561-63-1111

FAX 0561-63-2100

E-mail: gyosei@nagakute.aichi.jp

U R L: <http://www.city.nagakute.lg.jp/>

---